

基準・認証制度の国際化と市場開放問題

小林 恭一*

はじめに

まだ残暑の厳しかった9月初旬、アメリカから民間の検査機関を中心としたスタディ・ミッションが来日し、我が国の主要な基準・認証制度の仕組み及びその国際化と市場開放に関する改善状況を調査するとともに、我が国の認証制度へのアメリカの検査機関の関与の可能性を打診していった。

また、9月下旬には、日本とECとの事務レベル会議が開催され、同じく我が国の市場開放に関する改善状況について厳しい質疑応答が行われた。

これらの一連の動きは、後藤田正晴内閣官房長官を本部長として政府部内に設けられた「基準・認証制度等連絡調整本部」が3月26日に決定した市場開放等に関する包括的改善策についてのフォローアップの一環として行われたものである。

消防法は、消防用機械器具等の検定制度という典型的な基準・認証制度を有しているため、自動車や農産物や医薬品などと同様に、その国際化と市場開放措置を迫られることとなった。

防災法規として車の両輪と言われる建築基準法関係においても、今回の一連の動きは参考になると思われるので、ガット・スタンダード協定の批准以来の我が国の対応状況やアメリカの厳しい姿勢の様子などと併せて紹介することとしたい。

1. 基準・認証制度の改善の必要性

(1) 最近の世界経済の動向と基準・認証制度の改善の経緯

最近の世界経済は、原油価格が下降していること、アメリカ経済が立ち直りのきざしを見せ始めていることなど、やや明るい材料が見えてきてはいるものの、依然として長い混迷状態を続けている。このような中で、相変わらず好調な輸出と、原油価格の軟化とにより対外貿易収支の黒字幅を一層増大させながら物価を安定させている我が国に対しては、諸外国から、世界経済の新たな拡大に対する牽引車としての大きな期待がかけられている。また、一方では、我が国に対し、諸外国から対日貿易の不均衡についての強い不満がぶつけられてきており、極めて緊迫した状況を呈している。

特にアメリカやECなどからは、我が国に工業製品、農業製品等を輸出しようとする際に、我が国の様々な検査制度、認証制度の存在が、その障害になっているという指摘がなされてきた。例えば、輸入自動車の検査手続きの繁雑さの問題や内外基準の違いなどによる輸入後の改造の問題などは、何年も前から指摘されてきたところであり、また昨年は、金属バットにかかる消費生活用製品安全法とSマ

ーク、SGマークの認証制度の問題が新聞紙上ににぎわしたところである。

このような情勢を踏まえ、本年1月、中曽根首相が訪米した際には、我が国の市場開放問題について3月末を目途に基準・認証制度を全面的に見直す旨の発言を行い、これに従って政府は、去る1月14日、基準・認証制度等連絡調整本部（以下「調整本部」という。（別添1）参照）を設置して精力的に市場開放問題に取り組んだ。

具体的には、調整本部の下に設けられた「基準・認証制度等連絡調整室」において、基準・認証制度について規定している31の法令に関し、（別添2）のような視点に基づいて改善策を探る積極的な検討を行ったのである。

この結果、去る3月26日、調整本部において「基準・認証制度の改善について」（別添3）が決定され、経済対策閣僚会議で了承された後、閣議に報告された。

関係省庁は、この決定に基づき、法改正の必要なものについては引き続き改正作業を行い、4月20日には改正法案が国会に上程され、5月18日には可決成立し、8月1日から施行された。また、法改正以外の決定事項についても、関係省庁がそれぞれ順次実施に移すこととなった。

アメリカやECは、これらの動きを歓迎する一方で、この改善策が実際に実行され市場開放の実が上がるよう、厳しい監視の眼を我が国に向けてきており、冒頭に述べたフォローアップの動きなどは今後とも続けられることとなる。

(2) 基準・認証制度とは何か

工業製品についても、農産物についても、安全の確保や環境の保全など様々な観点から、品質、性能、寸法等の特性について明文の規定が定められていることが多いが、今回の改善策の中では、これを「規格・基準」といつている。これはガット・スタンダード協定で、「技術仕様」と定義しているものと同じものと考えてよい。

ガット・スタンダード協定では、「技術仕様」をさらに、遵守することが義務付けられている「強制規格」と、遵守することが義務づけられていない「任意規格」とに分けている。

また、任意規格には、政府機関だけでなく非政府機関が制定するものも含まれるとされている。

前者の例としては、消防用機械器具等（たとえば消火器）の技術上の規格が、後者の例としては日本工業規格（JIS）が挙げられる。

また、ある製品が、定められた規格・基準に適合しているか否かを検査し、これに合格した場合に適合証明書、マーク等により証明するよう法令等により規定されている場合、このような検査→証明という一連の行為を実施するための規定全体を指して「認証制度」という。

このような定義からすると、「基準・認証制度」の中には、「強制規格」に基づいて政府機関が検査・認証を行う

ものから、非政府機関が、自から定めた「任意規格」に基づいて検査・認証を行うものまで、非常に広範囲に含まれることになる。

今回の改善策の検討に当たっては、法令の中に、以上のような「基準・認証制度」の存在が明記されている31の法令が検討の中心とされたが、非政府機関の行っている基準・認証制度についても同様に非関税障壁となりうるため、関係省庁がそれぞれ管下の関係団体を指導することとなった（（別添4）参照）。

(3) 諸外国からの指摘

アメリカやECの我が国に対する考え方は、既に新聞、雑誌等で報道されているように、「日本の商品が欧米諸国に氾濫しているのに、これらの国から工業製品を日本に売り込もうとしても、なかなか売れず、結果的に大幅な貿易不均衡が生じている。これは、日本の市場が開鎖的なためである。これに引き替え、欧米諸国では、自由貿易主義に沿って市場を開放している。従って、日本はアンフェアである。」というものである。

このような考え方を底流として、諸外国から、我が国の認証制度がガット・スタンダード協定に違反しているのではないかとの指摘がしばしばなされ、特にアメリカやECは、我が国の基準・認証制度について様々な具体的な要望を出してきている。それらの要求を具体的に整理したのが（別添2）であり、今回の改善策の中心課題となったのである。

(4) ガット・スタンダード協定と認証制度

このような基準・認証制度が、結果的に大きな貿易上の障壁となりうることは、非関税障壁の撤廃を目指したガット・スタンダード協定（貿易の技術的障壁に関する協定）の批准の前から認識されていたところであるが、スタンダード協定と認証制度の関係については、次のように整理できる。（スタンダード協定については（別添5）参照）

① (イ) スタンダード協定は、認証制度が内外無差別の原則に基づいて適用されることを確保し、不必要な貿易障壁を除去することを目的としている。

このため、同協定は、

(i) 外国の供給者に対し、国内の同種製品の供給者と同等の条件で認証制度を開放すべきこと（第7条）

(ii) 外国産品は、規格・基準への適合性に関する検査の条件、行政手続き等の面で、同種の国内産品と同等に扱われなければならないこと（第5条）を定めている。

(ロ) また、同協定前文では、恣意的、不当な差別又は貿易に対する偽装した制限とならないことを条件に、人等の生命、健康等の保護・環境保全のための措置をとることは妨げられるべきでないとしている。

② 我が国の認証制度とスタンダード協定との関係は、協定5条又は7条の要件を満たさない何らかの差別的措置があるか否か、仮にあったとした場合、前記①(イ)の協定前文の例外事由の条件に合致するか否か、という点を中心に判断される。

一般的に、ガット関係協定の最終的解釈は、実際の

紛争等に即して締約国団（スタンダード協定についてはスタンダード委員会）が行うこととされているので、我が国の認証制度が同協定に抵触するかどうか予め断定することは困難であるが、すでに述べた各国の態度等を勘案すると、我が国の認証制度がスタンダード協定違反として紛争処理手続に付された場合、スタンダード委員会がそのような主張を認め、協定違反との裁定を行う可能性は十分あるものと覚悟しておかなければならない。

今回の改善策は、以上のようなガット・スタンダード協定との関係を踏まえた上で作成されたものである。

(5) 基準・認証制度の改善の必要性

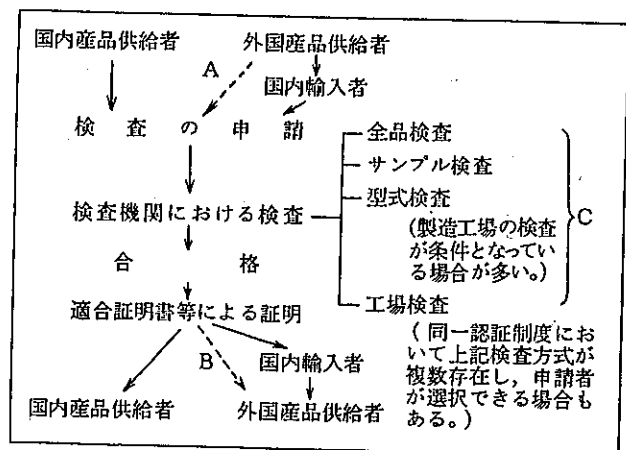
以上のような事情を踏まえ、また、我が国が自由貿易の恩恵を最も享受している（というより、自由貿易なくして我が国の経済は成立しない）ことを考えると、国民の生命、健康の保護等の政策目的からくる正当な要請に留意しつつも、基準・認証制度の改善を積極的に進めていく必要があると考えられるのである。

さらに進んで政府は、今回の改善措置を通じて、我が国が世界で最も市場開放の進んだ国の一つとなることにより、アメリカやEC諸国の「日本はアンフェアである。」というような対日不満が輸入制限のような形をとって現われることを阻止することをかねておこなっているのである。

2. 基準・認証制度の改善の内容

(1) 認証手続きにおける内外無差別の法制度的確保

この問題は、外国産品供給者により直接申請及び証明取得を可能にする「ダイレクトアクセス」の問題と、検査方式において内外の産品及び供給者に対する扱いを実質的に同等にするための「複数検査方式の選択可能性」の2つの問題を含んでいる。



図（我が国の認証制度の典型例）

仮に図のような形で行われている認証制度があったとする。この場合、外国産品供給者は、通常は国内輸入者を通じて検査の申請をし、適合証明を受けるのであるが、もし

外国産品供給者が国内輸入者を介さずに、直接検査の申請をし、適合証明を受けたいと希望する場合には、それが可能となる（図点線A及びBのようなルート）ような制度でなければならないというのが「ダイレクトアクセス」の問題である。

また図のCのように複数の検査方式が存在し、国内産品供給者が、これを選択することができるのであれば、実質的に、同等に外国産品供給者に各方式を開放すべきであるというのが「複数検査方式の選択可能性」の問題である。

1) ダイレクトアクセス

我が国の認証制度は①外国にある製造工場について検査を行うには、検査制度上困難な面が多いこと、②検査機関に製造工場への立ち入り検査権を与え、これを拒んだ場合には罰則の規定を設けている場合が多いが、外国産品供給者には罰則が適用できないこと、などの理由から、ダイレクトアクセスを認めていない制度が多かった。

今回の改善策においては、我が国のすべての基準・認証制度について、外国産品供給者が直接申請及び証明取得を行うことができるようにすることとし、このため、関係する17法律については所要の改正をすることとした。

2) 複数検査方式の選択可能性

我が国の認証制度においては、国内の産品供給者に対する検査方式と外国の産品供給者に対する検査方式において、その取扱いを異にしている場合が多い。例えば、米国との間で紛争となった金属バットの場合、消費生活用製品安全法においては、国内の製品については型式承認を受ければ販売が認められるのに対して、外国の製品については、輸入業者等がロットごとに安全基準に適合しているかどうかの検査を受けることになっており、手続が極めて煩さであると指摘された。（金属バットについては結局、強制検査の対象から除外してしまった。）このような検査制度における異なった取扱いを廃止するための所要の措置を講ずることとされたものである。

(2) その他の基準・認証制度の改善

1) 透明性の確保

我が国の規格、基準は必要に応じて関係者の意見を聞きながら、それぞれの省庁が作成するわけであるが、そのシステムが明確でなく、作成過程も公開されていない場合が多い。したがって、諸外国の関係者が、日本の規格・基準の制定・改正に関する情報を得た時には、既にほとんど固まっていて、変更不能であるという事態を招く。これが、結果的に日本の規格・基準の国際化を妨げている面があるため、その改善を図ろうとするものである。

消防庁では、消防用機器等の規格・基準の制定・改正に関して、学識経験者、検査機関、消防機関等により構成される「消防機器等規格検討委員会」に意見を聞くこととしているが、この委員会において、必要に応じて、外国人にも意見の陳述を行う機会を与えると同時に、この委員会の決定等については、必要に応じて公表すること等により、透明性の確保を図っていくことを考えている。

なお、スタンダード協定上要求される事前通報については、加盟国に対する意見提出期間を6週間から9週間に延長することとなった。

2) 国際化の推進

国際規格・基準が存在する場合には、我が国基準のこれへの整合を推進し、国際規格・基準が存在しない場合は、我が国は積極的に制定作業に参画する。

この問題は、基本的には、ガット・スタンダード協定の要求する範囲内での対応であり、従来の姿勢をより積極的な視点から確認したものである。

3) 外国検査データの受け入れ促進

認証手続きの簡素化の一環として、信頼できる外国の検査機関や場合によっては企業において行われた試験や検査の結果を特に支障がない限り受け入れ、当該結果の信頼性を確認しつつ検査機関における検査をその部分については省略することとされている。

消防用機械器具等の検定制度的については、消防庁は、ISO及びIECで国際規格が制定され、また後で述べるILAC（試験・検査機関の認定に関する国際会議）で試験・検査機関の認定基準等が定めれば、これらに従い信頼性について判断を行った上で、外国検査機関の試験データを受け入れる方針である。

4) 認証手続きの簡素化・迅速化

認証手続きの簡素化・迅速化は、市場開放問題のみならず、一般的な問題として、今後政府が取り組んでいくべき事項であるが、ここでは特に外国からの要望の強い自動車、医薬品、家電製品、動植物検疫等について具体的な対応策を打ち出している。

5) その他の基準・認証制度の改善

調整本部が今回具体的に検討の対象としたのは法律に基づく基準・認証制度を中心とするものであったが、非政府機関において実施されている基準・認証活動も、基準・認証制度に係る貿易上の障害をなくし、市場開放を一層推進するとの観点からすれば、同様に取り扱われるべきことはいうまでもない。

したがって、これらの基準・認証制度についても、上記のような各事項の徹底が図られるべく、政府として実情を把握するとともに措置することとされた。

消防関係では、(財)日本消防設備安全センターによる認定制度などかなり広範な分野に亘って、いわゆる非政府機関による基準認証制度が存在している。したがって、以上のような方針から、これらの消防関係の基準・認証制度についても、すでに述べたような消防法に基づく検定制度的においてとられるべき措置と同様の措置をとることとしている。

3. 今後の課題

(1) ガット・スタンダード協定とISO

ガット・スタンダード協定は、その第2条において、規格・基準の国際規格への準拠の原則を謳っており、その考え方は、今回の改善策でも「国際化の推進」として改めて確認されている。

消防庁では、ガット・スタンダード協定の批准について政府部内で検討が行われていた時点で、将来消防用機械器具等の国際規格が定まった場合に、原則として国内規格をこれに整合させなければならなくなることを重大な問題と捉えて対応措置を講じてきている。

消防用機械器具等については、国際規格として制定されたものはまだないが、その制定作業は国際標準化機構 (ISO) の TC (Technical Committee) 21 において行われており、消防庁は、昭和54年から毎年 TC 21 のほか各 SC (Sub-Committee) や WG (Working Group) に出席して制定作業に参画してきた。同時に ISO 国内対策委員会を設置して ((別添6) 参照)、ISO の動きに国内の行政、学会、業界が適切に対応できるよう国内体制の整備を図ってきた。

この場合の我が国の立場は、基本的には次のようなものであった。

- ① ISO に積極的に参画し、日本の規格ができるだけ国際規格の中に取り入れられるよう努める。
- ② 国際規格が定まった場合、できるだけこれを日本の規格として受け入れるよう努める。
- ③ 日本の防災に関する特殊事情 (木造家屋が密集していること、地震国であること等) から国際規格を日本の規格として受け入れ難い場合には、ISO の場で我が国の立場を十分に主張し、将来国際紛争になった場合に有利になるよう努める。

今回の改善策は、日本が世界で最も市場開放の進んだ国となることを目指しているため、今回の改善策が出たことにより、従来の立場のうち②の方向が強まり、③の方向はよほどの強い特殊な事情のない限り選択しにくい情勢になったと理解すべきであろう。

従って、言葉を換えて言えば、ISO の場で日本の意見を主張する必要性がこれを機に格段に強まったものとも言えるのである。

(2) 認証制度の国際化と ILAC

貿易の技術的障害を排除することに関する究極の目標は、世界中が同一の規格・基準 (国際規格) に従って、国際的な認証制度に基づいて認証を行うことである。 ((別添5) ガット・スタンダード協定第9条参照)

この国際認証制度の創設自体は、ISO における国際規格の制定が相当程度進んで後に、ガット加盟国の間で具体的な日程に上がってくるものと思われるが、現在のところ、殆ど進んでいないのが実情である。

国際認証制度の設立よりも、むしろ現実的なのは、ILAC (試験・検査機関の認定に関する国際会議) の路線である。

ILAC は、International Laboratory Accreditation Conference の略称で、任意の国際会議であるが、参加メンバーの殆どは政府機関である。この会議のねらいは、様々な試験・検査機関の実力を、実績、試験機材、職員の数と質等から判断して格付けし、その認定結果について国際的な相互承認を図ることにより、輸出国の試験・検査結果の受け入れを推進し、貿易の円滑化を図らうとするものである。

アメリカなどに多い中小の民間検査機関や、実力の備わっていない発展途上国の検査機関などが、これにより選別されていくものと考えられるが、認証機関と試験・検査機関とが異なる組織をとっている日本に多い形態の機構などは、この ILAC の動きに注目しておく必要があるものと考えられる。

今回の改善策では、国際認証制度の問題は「外国検査デ

ータの受け入れ促進」という形で現われているに過ぎないが、ILAC の討議が具体的な形をとるのを待たずに、既にアメリカは、二国間協定で検査データの受け入れを相互に行っていくことを考えているようであり、9月初旬に来日したアメリカの民間試験・検査機関によるスタディ・ミッションはその第一陣であると思われるのである。

(3) 市場開放政策と O.T.O.

我が国の市場の閉鎖性が国際社会で厳しく追究されるようになったため、日本の市場開放策の一環として、輸入検査手続きや認証制度等の市場開放問題に関する苦情を迅速かつ的確に処理することを目的として、昭和57年1月30日の経済対策閣僚会議において、政府部内に「市場開放問題苦情処理推進本部」(本部長 — 内閣官房副長官) が設置されることとなった。

その機構は (別添7) のとおりであり、関係省庁に設けられた苦情窓口から上がってくる苦情を横断的・統一的に処理している。この仕組全体を O.T.O. (Office of Trade Ombudsman) と呼んでいる。

この仕組は、本年1月13日の経済対策閣僚会議の決定により、学識経験のある第三者から O.T.O. の運営方針や重要な苦情案件等について意見を聞くための「O.T.O. 諮問会議」が開催されることとなったことにより、さらに強化されている。 ((別添8) 参照)

この O.T.O. は、個別の苦情が市場開放問題苦情処理推進本部で処理されることとなる上、処理期間が限られており (苦情申立者に対しては、苦情申立日から10日以内に処理状況を説明することになっており、処理に1か月以上を要する場合には、少なくとも1か月毎に処理の進捗状況を申立者に説明することとなっている。)、苦情も外交ルートで入る場合が多い。

O.T.O. の苦情処理の一般原則は、

- ① 国際規格・基準への合致に努めること。
- ② 外国の信頼できる検査結果の受け入れに努めること。
- ③ 規格・基準の明確化・定量化を図ること。
- ④ 検査手続き等の簡素化に努めること。
- ⑤ その他国内制度の透明性の確保等に努めること。

となっており、今回の改善策と大筋では一致している。

従って、今回の改善策の実施状況は、アメリカ、EC 諸国などのような政府間ルートの他に、O.T.O. を通じて民間からの苦情という形でフォローアップされるものと考えられ、その意味でも今回の改善策を実効あらしめていく努力が、今後一層求められていくものと考えられるのである。

* 消防庁予防救急課 国際規格対策官

(別添1)

基準・認証制度等連絡調整本部の構成	
本部長	内閣官房長官
副本部長	内閣官房副長官(事務) 経済企画庁事務次官
本部長	内閣官房審議室長
	経済企画庁調整局長
	外務省経済局長
	大蔵省関税局長
	厚生大臣官房長
	農林水産省経済局長
	通商産業省貿易局長
	運輸省大臣官房総務審議官
	郵政大臣官房長
	労働省労働基準局長
	自治省消防庁次長

(別添2)

基準・認証制度の改善について	
	(昭和58年3月11日 基準・認証制度等連絡調整本部)
我が国の基準・認証制度について、ガット・スタンダード協定上の要請、諸外国からの要望を踏まえ、一層の市場開放を進めるため、次の視点から改善措置を講ずることとする。	
1.	我が国における認証手続の内外無差別を制度的に確保する。 具体的には、
(1)	外国産品供給者による直接申請及び証明取得を可能にする。
(2)	検査方法についても、国内の産品及び供給者に対する扱いと外国産品及び供給者に対する扱いを、同等にする。
2.	その他の基準・認証制度に関する問題については、下記の点に関し検討を行う。
(1)	基準に関する透明性を確保する。具体的には、
①	基準の制定、変更時における事前意図公示及び意見提出の供与を十分行う。
②	基準の原案作成活動を外国人関係者に対して周知させるとともに、同活動への外国人関係者の参加を認める。
(2)	基準について、国際基準(外国の基準であって国際的に広く使用されているものを含む。)がある場合には、当該国際基準との整合を図る。
(3)	認証手続の一環である検査については外国の検査結果の受入れを進める。
(4)	その他認証手続の簡素化、迅速化を行う。

(別添3)

基準・認証制度の改善について	
	昭和58年3月26日 基準・認証制度等連絡調整本部
我が国の基準認証制度について、ガット・スタンダード協定上の要請、諸外国からの要望等を踏まえ、一層の市場開放を進めるため、以下の措置を講ずる。	
I	認証手続における内外無差別の法制度的確保
	認証手続における内外無差別を法制度的に確保するため、関係するとみられる下記の法律に関し、以下の諸点を考慮して所要の法改正案を国会に提出する。

- (1) 外国産品供給者による直接申請及び証明取得を可能にする。
- (2) 検査方法についても、国内の産品及び供給者に対する扱いと外国の産品及び供給者に対する扱いを実質的に同等にする。

記

[厚生省]

1. 薬事法(医薬品、医療用具、化粧品)
2. 栄養改善法(特殊栄養食品)

[農林水産省]

1. 農薬取締法(農薬)
2. 肥料取締法(肥料)
3. 農業機械化促進法(農業用機具)
4. 農林物資の規格化及び品質表示適正化に関する法律(食品、合板等農林水産品)
5. 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(飼料)
6. 家畜改良増殖法(増殖家畜)

[通商産業省]

1. 消費生活用製品安全法(乗車用ヘルメット、野球用ヘルメット等消費生活用製品)
2. 高圧ガス取締法(酸素ボンベ等高圧ガス容器)
3. 電気用品取締法(家電製品)
4. 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(プロパンガス用器具)
5. 計量法(計量器)
6. ガス事業法(都市ガス用器具)
7. 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(特定化学物質ポリ塩化ビフェニル、ポリ塩化ナフタレン、ヘキサクロコベンゼン等7品目)

[運輸省]

1. 道路運送車両法(自動車)

[労働省]

1. 労働安全衛生法(プレス機械、防毒マスク等の作業機械器具)

II その他の基準・認証制度の改善

規格・基準作成過程における透明性の確保、規格基準の国際化の推進、外国検査データの受入れ、その他制度の簡素化、手続の迅速化等の観点から以下の措置を講ずる。

1. 透明性の確保

規格・基準作成過程における透明性を確保するため、強制、任意を問わず規格・基準を作成する場合には、以下の措置を講ずる。

(1) 規格・基準原案の作成過程に内外関係者の意見を十分に反映させるため、原案作成の開始段階より外国人を含む関係者からの意見を聴取する機会を設ける。

また民間機関において原案作成活動が行われる場合には、これに対する外国人の参加の道が確保されるよう政府において要請する。

(2) このため、規格・基準の原案作成の検討予定(検討対象、時期、連絡場所等)について、各種政府広報誌、業界誌等により内外関係者に周知させる方途を講ずる。

(3) ガット・スタンダード協定上要求される規格・基準及び認証制度の制定、改正等に関する通報にあたっては、締約国からの意見を十分に検討することが出来るよう、各締約国に対し9週間以上(現在は45日)の意見提出のための期間を提供する。

(4) 規格・基準の作成に係る内外の具体的要請に対する適切な対応を可能とするため、規格・基準の制定及び改正過程に関する説明書の作成及び公表を行う。また、規格・基準を所管する省庁及び本問題に深い関係を有する省庁に具体的要請に対処する窓口を設置するとともに、相互の連絡調整を密にする。

2. 国際化の推進（事例参照）

- (1) 国際規格・基準が存在する場合には、我が国の特殊事情を考慮しつつ、我が国基準のこれへの整合を促進する。また、国際規格基準の改訂作業が現在進められている場合には、諸外国とも協力しつつ、積極的に改訂作業を推進する。
- (2) 国際規格・基準が存在しない場合には、国際規格・基準制定作業に対し積極的に参画し、国際規格・基準の成立に寄与する。
- (3) また、諸外国における規格・基準との対比において我が国の規格・基準の緩和、見直し、追加等の措置を講ずる。

3. 外国検査データの受入れ促進（事例参照）

外国の検査機関又は企業において行われた試験結果及び検査結果については、特に支障のない限り当該結果の信頼性を確認しつつ、受入れを行う。

4. 認証手続の簡素化・迅速化

自動車、医薬品・医療用具、家電製品及び動植物検疫に関して次の措置を講ずる。また、英文等外国文記載による申請が一般的に可能となるよう今後検討する。

- (1) 自動車について、自動車一台毎の検査が省略できることとなる型式指定制度を利用しやすくするために、型式指定の手続及び要件に関し次の簡素化を図る。この結果、型式指定にあたっては、サンプル車一台の提示と書類の提出をもって足りることとなる。

- ① 申請にあたって耐久試験データの提出があれば、提示すべき自動車のうち、耐久走行車（3万km等）の提示の省略ができるようにする。

- ② 型式指定審査にあたって我が国の試験方法とほぼ同等な外国試験方法によるデータの受入れを行う。

- ③ 諸元表記載事項の簡素化、強度計算書の省略等申請者の添付書面の簡素化を図る。

- (2) 医薬品、医療用具等に関しては次の措置を行う。

- ① 医薬品、医療用具及び化粧品について、外国における製造業者に変更がない場合、輸入承認の輸入業者間における移譲を認める。

- ② 医療用具について、承認不要品目リストの拡大等用具の種類に応じた承認許可制度の運用を図るとともに、体外診断薬の承認手続の簡素化を図る。

- ③ 従来、医薬品として規制していたものを食品扱いすることを含め、医薬品と食品との区別の基準を明確にする観点から規制の見直しを行い改善を図る。

- (3) 家電製品について、外国における製造業者に変更がない場合、型式認可の輸入業者間における移譲を認める。

- (4) 植物及び動物検疫について、輸入検査及び消毒技術の開発又は改善を図るとともに、輸入禁止措置解除要請国における完全殺虫技術の開発状況及び防疫事情に見合った禁止品目又は禁止地域の見直しを行う。また、防疫官の派遣促進、検疫専門家間の協議等により、検疫手続の簡素化・迅速化を促進する。

5. 輸入手続の改善

各省庁に係る輸入手続について、情報提供を含む諸般の改善を図る体制を充実強化することにより、効率化、簡素化を図る。

なお、非政府機関（政府機関に準ずる機関を含む）において実施されている基準制定、認証活動にあっても上記各事項の徹底が図られるべく政府において実情を把握するとともに措置することとする。

（*事例は省略した。）

（別添4）

認証活動を行っている
消防関係の非政府機関あて

消防予第107号
昭和58年6月13日

消防庁次長

非政府機関において実施されている
基準制度、認証活動の改善について

我が国の基準・認証制度の改善については、去る3月26日、内閣に設置されている基準・認証制度等連絡調整本部（本部長 後藤田内閣官房長官）において、別紙1のとおり決定され、同日経済対策閣僚会議において了承されました。

同決定においては、非政府機関において実施されている基準制度、認証活動についても必要に応じ改善を図ることとされております。

つきましては、上記決定の趣旨を御理解いただき、別紙2を参照のうえ貴団体が実施している基準・認証活動について、国の措置に準じて、適切な措置及び運用を図られるようお願いいたします。

（別紙1は（別添3）と同じものなので省略）

（別紙2）

非政府機関による基準制定、認証活動について

I 定義

- (1) 規格・基準とは：

各種製品については、人の健康保護、環境の保全等種々の目的から規格・基準が定められている。品質、性能、安全度、寸法等製品の特性について文書に規定したものを規格・基準という。その規格・基準の遵守が義務付けられているものを強制規格・基準、義務付けられていないものを任意規格・基準という。

- (2) 認証制度とは：

ある製品が、定められた規格・基準に適合しているか否かを検査し、合格した場合に適合証明書・マーク等により証明するよう法令等により要求されている場合が多い。このような検査→証明という一連の行為を実施するための規定全体をさして認証制度という。

- (3) 非政府機関とは：

スタンダード協定においては、規格・基準の制定、認証活動を行う機関を、中央政府機関、地方政府機関、非政府機関に分類しているが、ここでは中央政府機関を政府機関、それ以外の機関を非政府機関という。

II 規格・基準の立案・制定・適用または認証制度の適用に当たって、非政府機関が遵守すべき事項

- (1) 規格・基準の立案・制定・適用

(イ) 内外無差別の確保等

規格・基準を貿易障壁をもたらすことを目的として立案・制定・適用すべきでなく、また、輸入品に対して規格・基準に関し、同種の国内品及び他の国からの輸入品の場合よりも不利でない待遇を与え、かつ、不必要な貿易障壁とならないように適用することを確保する。

(ロ) 国際化の推進

- ① 新しい規格・基準の制定、現行規格・基準の改正に当たっては、関連する国際基準（仕上がり目前であるものも含む）又は、その関連部分を基礎として用いる。

但し、人の健康又は安全の保護、動物・植物の生命等の保護、環境の保全、気候その他地理的な基本的要因等の理由により、国際基準が適当でない場合はこの限りでない。
②国際基準が存在しない場合には、我が国の特殊事情等を考慮しつつ主要各国の規格・基準との整合化を図る。

(イ) 透明性の確保

①新しい規格・基準を制定又は現行の規格・基準を改正する場合、特に、その内容が、国際基準と実質的に同一でない場合及びその他貿易に著しい影響を及ぼす恐れがある場合には、できる限り早い段階より、その原案を内外の関係者に知らしめるため、関係業界誌への公表、外国の同様な機関、団体等との情報の交換等必要な措置を講ずる。

②内外関係者からの上記規格・基準案に関する情報要求に対しては、差別することなく提供する。③上記規格・基準案については、内外関係者から意見を提出させるための十分な機会を確保する。(上記の措置は、安全上、健康上、環境の保全上等の緊急の問題が生じている場合又は、生ずるおそれがある場合には、必要と認めるものを省略することができる。)

④制定された規格・基準は関係業界誌等を通じ、内外関係者が周知できるよう必要な措置を講ずる。

(2) 認証制度の運用

(イ) 内外無差別の確保等

輸入製品の供給者に対し、認証制度を適用する場合には、同種の国内品の供給者及び他の国からの同種の輸入品の供給者の場合よりも不利でない条件で開放する。また、貿易障壁とすることを目的とした認証制度の作成、適用、不必要な障壁となるような認証制度の適用は行わない。

(ロ) 透明性の確保

認証制度の制定又は現行制度の改正に当っては、規格・基準の場合(上記(1)の(イ))と同様の措置を講ずる。

(3) 製品検査の実施

(イ) 内外無差別の確保等

強制規格又は任意規格への適合性を決定するための検査を実施する場合、下記の事項について輸入品は同等の状態の同種の国内品又は他のいずれの国からの輸入品と同等に扱われなければならない。

- ①検査のための受理
- ②検査方法及び手続
- ③手数料
- ④申請者又はその代理人への検査結果の提供
- ⑤検査実施の場所の選択及び検体の提出(無用な不便を与えるものでないこと。)

(ロ) 外国検査データの受入等

検査の実施を容易にするため、可能な場合には外国の検査機関による検査結果又は適合証明書を受入れるとともに、外国の生産者による自己認証についても受入れるよう努める。但し、検査方法が十分であると認められることを条件とする。

(別添5)

貿易の技術的障害に関する協定(抜すい)

前文

貿易の技術的障害に関する協定(以下「この協定」という。)の締約国(以下「締約国」という。)は、

多角的貿易交渉に考慮を払い、

関税及び貿易に関する一般協定(以下「一般協定」又は「ガット」という。)の目的を達成することを希望し、

国際規格及び国際認証制度が生産の効率を改善し及び国際貿易を容易なものにすることによりその目的の達成に重要な貢献をすることができることを認め、

よって、国際規格及び国際認証制度の発展を奨励することを希望し、

あわせて、強制規格及び任意規格(これらの規格には、包装に関する要件及び証票、ラベル等による表示に関する要件を含む。)並びに強制規格又は任意規格に適合していることを認証する方法が国際貿易に不必要な障害をもたらすことのないようにすることを確保することを希望し、

いかなる国も、同様の条件の下にある国の間において恣意的若しくは不当な差別の手段となるような態様で又は国際貿易に対する偽装した制限となるような態様で適用しないことを条件として、自国の輸出品の品質を確保するため、人、動物若しくは植物の生命、健康若しくは生育を保護し若しくは環境の保全を図るため又は詐欺的な行為を防止するために必要な措置をとることを妨げられるべきでないことを認め、

いかなる国も、自国の安全保障上の重大な利益を保護するために必要な措置をとることを妨げられるべきでないことを認め、規格の国際的な標準化が先進国から開発途上国への技術の移転に貢献することができることを認め、

開発途上国が、強制規格、任意規格及び強制規格又は任意規格に適合していることを認証する方法の作成及び適用に際して特別の困難に直面することがあることを認め、また、開発途上国の努力を支援することを希望して、

ここに、次のとおり協定する。

第1条 一般規定

1.3 工業品及び農産品を含め、すべての産品は、この協定の規定の適用を受ける。

1.5 この協定において強制規格、任意規格、強制規格又は任意規格に適合していることの保証の方法及び認証制度というときは、これらの改正、これらの対象となる産品の追加及び認証制度の規則の追加を含むものとし、重要でない性格の改正及び追加を除く。

強制規格及び任意規格

第2条 強制規格及び任意規格の中央政府機関による立案、制定及び適用

中央政府機関に関し、

2.1 締約国は、国際貿易に対する障害をもたらすことを目的として強制規格及び任意規格が立案され、制定され又は適用されることのないことを確保する。更に、いずれの締約国の領域から輸入される産品についても、強制規格及び任意規格に関し、同種の国内原産の及び他のいずれかの国を原産地とする産品に与えられる待遇よりも不利でない待遇を与えるものとする。締約国は、また、強制規格若しくは任意規格又はこれらの規格の適用が国際貿易に不必要な障害をもたらすことのないようにすることを確保する。

2.2 締約国は、強制規格又は任意規格を必要とする場合において、関連する国際規格が存在するとき又はその仕上がりが目前にあるときは、当該国際規格又はその関連部分を強制規格又は任意規格の基礎として用いるものとする。ただし、特に、国家の安全保障上の必要、詐欺的な行為の防止、人の健康又は安全の保護、動物又は植物の生命、健康又は生育の保護、環境の保全、気候その他の地理的な基本的要因、基本的な技術上の問題等の理由により、当該国際規格又はその関連部分が当該締約国にとって適当でない場合は、この限りでない。もっとも、この場合には、要請に応じ、十分な説明を行う。

2.3 締約国は、強制規格又は任意規格についてできる限り広い範囲にわたる調和を図るため、自国が強制規格又は任意規格を制定しており又は制定しようとしている製品についての国際規格を適当な国際標準化機関が立案する場合には、能力の範囲内で十分な役割を果たすものとする。

2.4 締約国は、適当な場合には、デザイン又は記述的に示された特性よりも性能に着目して強制規格及び任意規格を定める。

2.5 関連する国際規格が存在しない場合又は関連する国際規格の技術的内容が強制規格案若しくは任意規格案の技術的内容と実質的に同一でない場合において、当該強制規格案又は当該任意規格案が他の締約国の貿易に著しい影響を及ぼすおそれのあるときは、締約国は、次の措置をとる。

2.5.1 特定の強制規格又は特定の任意規格を導入しようとしている旨を、利害関係を有する者が知ることのできるように適当な早い段階で出版物に公告する。

2.5.2 強制規格案が対象とする製品をその目的及び必要性に関する簡潔な記述とともにガット事務局を通じて他の締約国に通報する。

2.5.3 要請があったときは、強制規格案又は任意規格案の詳細又は写しを、強制規格については他の締約国に、任意規格については他の締約国の利害関係を有する者に差別することなしに提供し、また、可能なときは、関連する国際規格と実質的に相違する部分を明示する。

2.5.4 強制規格については、書面による意見の提出のための適当な期間を他の締約国に差別することなしに与えるものとし、要請があった場合にその意見について討議し、また、書面による意見及び討議の結果を考慮する。

2.5.5 任意規格については、書面による意見の提出のための適当な期間を他の締約国の利害関係を有する者に与えるものとし、要請があった場合にその意見について他の締約国と討議し、また、書面による意見及び討議の結果を考慮する。

2.6 締約国は、2.5の柱書きに定める条件の下においても、安全上、健康上、環境の保全上又は国家の安全保障上の緊急の問題が生じている場合又は生ずるおそれのある場合には、2.5に定める措置のうち必要と認めるものを省略することができる。ただし、強制規格又は任意規格の制定に際し、次の措置をとることを条件とする。

2.6.1 特定の強制規格及びその対象とする製品を、その目的及び必要性に関する簡潔な記述（緊急の問題の性格についての記述を含む。）とともにガット事務局を通じて他の締約国に直ちに通報する。

2.6.2 要請があったときは、他の締約国に対しては強制規格の写しを、他の締約国の利害関係を有する者に対しては任意規格の写しを差別することなしに提供する。

2.6.3 強制規格については他の締約国に、任意規格については他の締約国の利害関係を有する者に書面による意見の提出を差別することなしに認めるものとし、要請があった

場合にその意見について他の締約国と討議し、また、書面による意見及び討議の結果を考慮する。

2.6.4 第14条に定める手続に従って行われる協議の結果委員会のとる措置を考慮する。

2.7 締約国は、制定されたすべての強制規格及び任意規格を、利害関係を有する者が知ることのできるように速やかに公表することを確保する。

2.8 締約国は、2.6に規定する緊急事態の場合を除くほか、輸出国、特に開発途上国の生産者がその製品又は生産方法を輸入国の要件に適合させるための期間を与えるため、強制規格の公表と実施との間に適当な期間を置く。

2.9 締約国は、自国が加盟している地域標準化機関が2.4から2.8までの規定を遵守することを確保するため、利用し得る妥当な措置をとる。更に、締約国は、当該地域標準化機関がこれらの規定に反する態度で行動することを直接又は間接に要求し又は助長するような措置をとってはならない。

2.10 地域標準化機関に加盟している締約国は、地域規格を強制規格又は任意規格とする場合にも2.1から2.8までに定める義務を履行する。ただし、地域標準化機関がこれらの義務を履行している場合は、この限りでない。

第5条 強制規格又は任意規格に適合しているかどうかの中央政府機関による決定

5.1 締約国は、製品が強制規格又は任意規格に適合していることの明確な保証が必要とされる場合には中央政府機関が他の締約国の領域を原産地とする製品につき次の規定を適用することを確保する。

5.1.1 輸入製品は、同等の状態の同種の国内原産の製品又は輸入製品に与えられる条件よりも不利でない条件で、検査のため受理されなければならない。

5.1.2 輸入製品に対する検査方法及び行政上の手続は、同等の状態の同種の国内原産の又は他のいずれかの国を原産地とする製品に対してとられる方法及び手続よりも複雑なものであってはならず、また、これらの方法及び手続と同様に迅速に行われるものでなければならない。

5.1.3 輸入製品を検査するために課する手数料も、同種の国内原産の又は他のいずれかの国を原産地とする製品を検査するために課することのできる手数料との関係において衡平なものでなければならない。

5.1.4 検査の結果は、要請があったときは、必要に応じて是正措置がとられるように輸出業者、輸入業者又はこれらの代理人に提供されなければならない。

5.1.5 検査施設の場所の選択及び検査のための見本の抽出が、輸出業者、輸入業者又はこれらの代理人に無用な不便を与えるものであってはならない。

5.1.6 輸入製品の検査から得られ又はこれに関連して提供される情報の秘密は、国内原産の製品の場合と同様に尊重されなければならない。

5.2 もっとも、締約国は、5.1.1にいう明確な保証が必要とされる場合に強制規格及び任意規格に適合しているかどうかの決定を容易にするため、検査方法が自国の検査方法と異なる場合であるとしても、可能なときは、自国の中央政府機関が次のことを行うことを確保する。

他の締約国の領域内の関係機関により提供され又は供給された検査結果又は適合証明書若しくは証票を受け入れること。他の締約国の領域内の生産者による自己認証を信頼すること。

ただし、輸出締約国の領域内で採用されている検査方法が関連する強制規格又は任意規格に適合しているかどうかを決定するために十分な方法であると自国の中央政府機関が認め

ることを条件とする。自己認証、検査方法及び検査結果について並びに輸出締約国の領域内で採用されている適合証明書又は証票について相互に了解に達するため、特に、腐敗しやすい製品その他運送中変化を生じやすい製品については、事前の協議が必要となることが認められる。

5.3 締約国は、中央政府機関による検査方法及び行政上の手続が5.2の規定を実行可能な限り実施することのできるものであることを確保する。

5.4 この条のいかなる規定も、締約国が自国の領域内で適当な抜き取り検査を行うことを妨げるものではない。

第7条 中央政府機関により運用される認証制度

中央政府機関に関し、

7.1 締約国は、国際貿易に対する障害をもたらすことを目的として認証制度が作成され又は適用されることのないことを確保する。締約国は、また、認証制度又はその適用が国際貿易に不必要な障害をもたらすことのないようにすることを確保する。

7.2 締約国は、他の締約国の領域を原産地とする製品の供給者に対し、国内原産の同種の製品の供給者又は他のいずれかの国を原産地とする同種の製品の供給者に与えられる条件よりも不利でない条件で開放されるように、認証制度が作成され、かつ、適用されることを確保する。この場合において、認証制度には、供給者が当該認証制度の要件を満たす能力及び意思を有するかどうかの決定を含む。供給者に対し開放されるとは、供給者が輸入締約国から当該認証制度の規則に従い認証を受けることができることをいい、同種の国内原産の又は他のいずれかの国を原産とする製品の供給者に与えられる条件よりも不利でない条件で、当該認証制度の証票（証票がある場合）を受領することができることを含む。

第9条 国際認証制度及び地域認証制度

9.1 強制規格又は任意規格に適合していることの明確な保証（供給者が行うものを除く。）が必要とされる場合において、実行可能なときは、締約国は、国際認証制度を作成し、かつ、これに加盟し又は参加する。

9.2 締約国は、自国の領域内の関係機関が加盟し又は参加している国際認証制度及び地域認証制度が第7条の規定（9.3の規定を考慮して、7.2の規定を除く。）に従うことを確保

するため、利用し得る妥当な措置をとる。更に、締約国は、これらの認証制度が同条の規定に反する態様で運用されることを直接又は間接に要求し又は助長するような措置をとってはならない。

9.3 締約国は、他の締約国の領域を原産地とする製品の供給者に対し、加盟国、参加国又は他の国を原産地とする同種の製品の供給者に与えられる条件よりも不利でない条件で開放されるように、自国の領域内の関係機関が加盟し又は参加している国際認証制度及び地域認証制度が、作成され、かつ、適用されることを確保するため、利用し得る妥当な措置をとる。この場合において、これらの認証制度には、供給者が当該認証制度の要件を満たす能力及び意思を有するかどうかの決定を含む。供給者に対し開放されるとは、供給者が、当該認証制度に加盟し若しくは参加している輸入締約国又は当該認証制度により認証を与えることを認められた機関から、当該認証制度の規則に従い認証を受けることができることをいい、また、加盟国又は参加国を原産地とする同種の製品の供給者に与えられる条件よりも不利でない条件で、当該認証制度の証票（証票がある場合）を受領することができることを含む。

9.4 締約国は、国際認証制度又は地域認証制度が第7条及び9.3の規定に従っている場合のみ自国の中央政府機関がこれらの認証制度を認めるものであることを確保する。

（別添8）

（O.T.O. 諮問会議委員）

（座長） 牛場 信彦 （外務省顧問）

（元対外経済担当大臣）

（座長 内村 良英 （日本中央競馬会理事長）

（座長 大来 佐武郎 （内外政策研究会会長）

（元外務大臣）

大慈 彌 嘉 久 （アラビア石油株式会社取締役相談役）

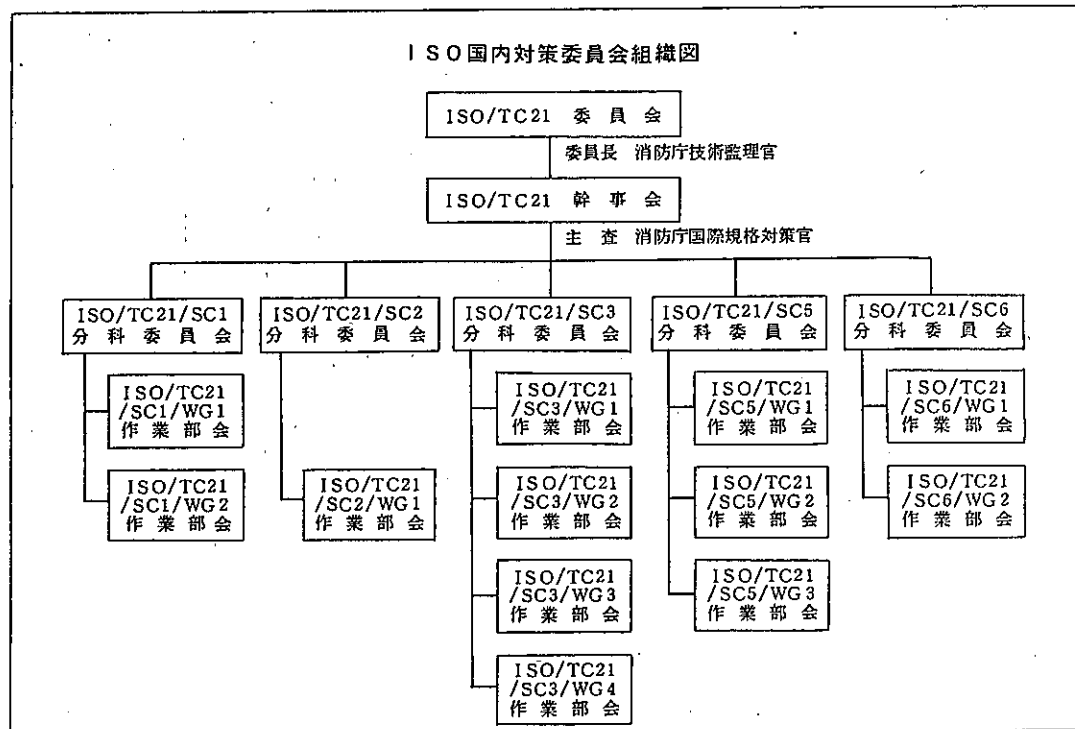
柏木 雄 介 （株式会社東京銀行会長）

本田 宗一郎 （本田技研工業株式会社最高顧問）

盛田 昭 夫 （ソニー株式会社会長）

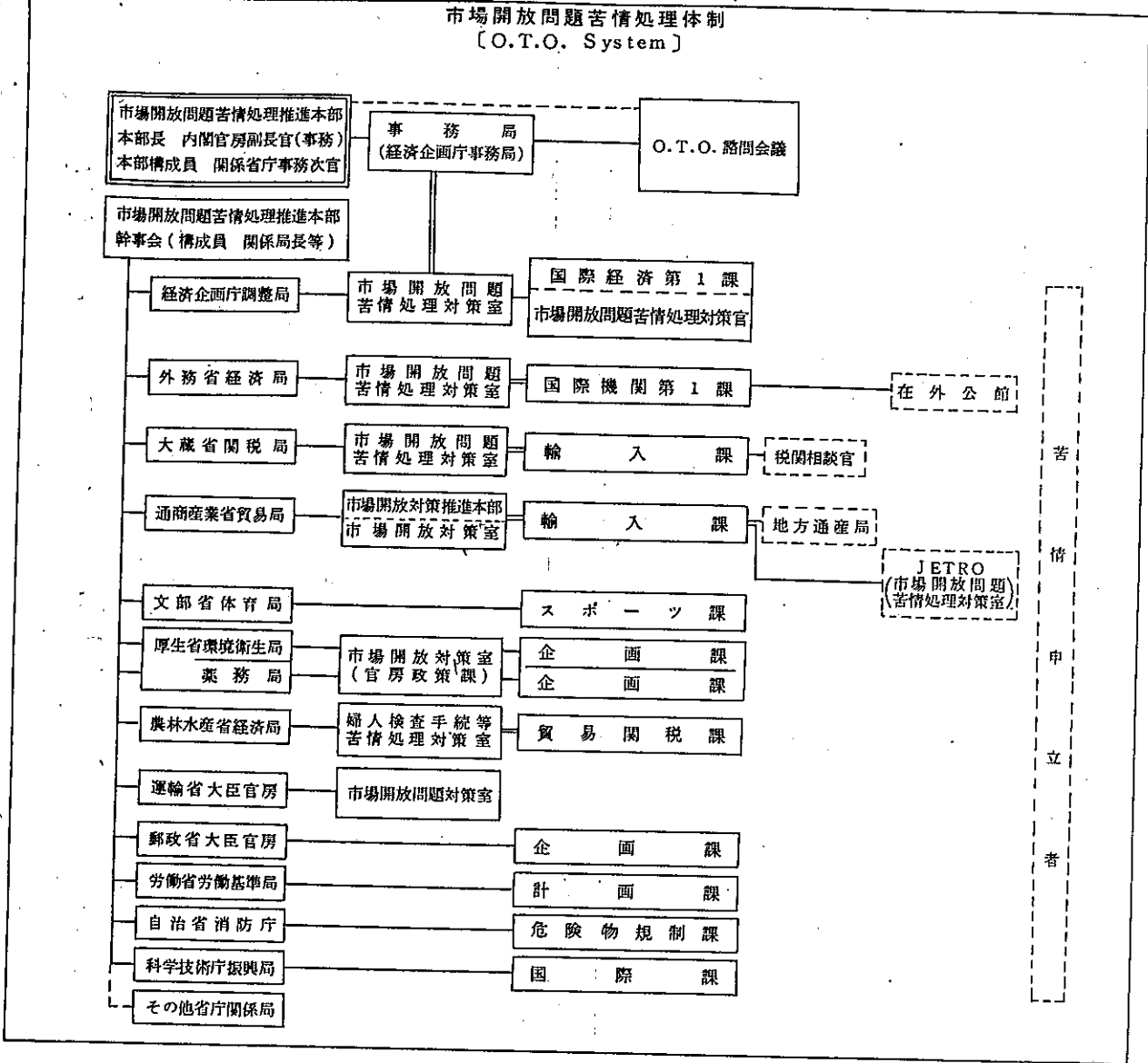
山田 敬三郎 （三菱商事株式会社副会長）

（別添6）



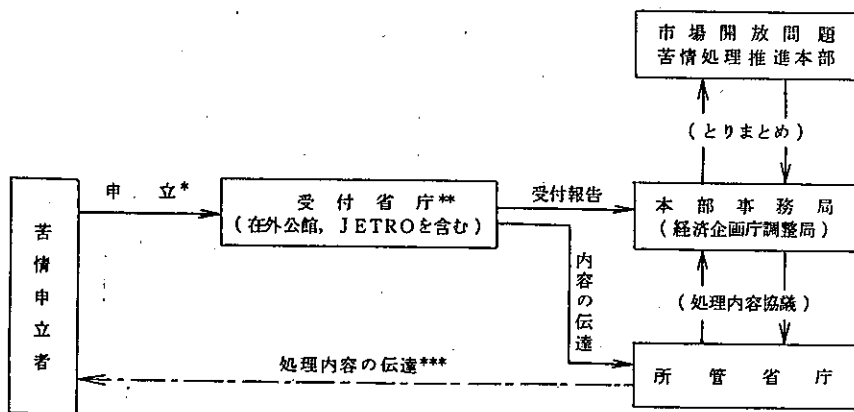
(別添7-1)

市場開放問題苦情処理体制
〔O.T.O. System〕



(別添7-2)

(苦情処理の流れ)



* 代理人(外国政府機関, 在日外国公館, 在日外国商工会議所, 我が国の商工会議所(東京, 横浜, 名古屋, 大阪, 神戸))を通じて申立を行うことができる。
 ** 本部事務局(経済企画庁調整局)においても苦情を直接受け付ける。
 *** 在外公館, JETROを経由して苦情が受付られた場合には, 受付省庁を経由して伝達を行う。